

# 世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）規約

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）（以下「ネットワーク」という。）と称する。

（目的）

第2条 ネットワークは、世田谷区において質の高い介護サービスを安定的に提供することを第一の目的とする。この目的を達成するために、会員は、相互に協力して研修や講演会などを開催するとともに情報交換等を行うことで、介護職員に求められる知識と技術の向上と介護事業運営マネジメント向上を図る。また、区内で活動する地域住民・団体、他地域の事業者団体、医療関係団体、行政などと協働することにより、医療と介護の密接な連携と切れ目ないサービス提供を実現することを第二の目的とする。これらの活動を通じて介護事業者及び介護職員の社会的地位向上を図る。

（事業）

第3条 ネットワークは、目的達成のため次の事業を行う。

- （1）事業所スタッフの介護サービスに必要な知識と技術向上を目的とする研修等の企画実施に関すること。
- （2）会員事業所間の情報交換、情報共有と連携に関すること。
- （3）介護事業運営マネジメント向上に関すること。
- （4）地域住民・団体、医療関係団体、行政などとの連携強化に関すること。
- （5）他地域などの事業者団体との連携に関すること。
- （6）事業者団体としての情報の発信に関すること。
- （7）その他、ネットワークの目的を達成するために必要な活動に関すること。

## 第2章 会員

（会員）

第4条 ネットワークの会員は、次の事業者により構成する。

- （1）正会員 世田谷区民に介護サービスを提供する介護保険事業者
- （2）準会員 世田谷区民に介護関連のサービスを提供する事業者で、本連絡会の目的に賛同する事業者
- （3）個人会員 世田谷区内で介護サービス及びその関連事業に従事する者で、本ネットワークの目的に賛同する個人

2 会員となることを希望する事業者及び個人は、次の入会の手続きをしなければならない。

- （1）入会は、所定の「入会申込書」を第15条の事務局に提出し、会員登録をする。

- 3 会員は、入会后、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、登録内容の変更手続きをしなければならない。
- 4 会員は、目的達成のための努力をしなければならない。
- 5 複数のサービスを提供している事業者にあつては、事業種別毎に会員となることができる。
- 6 個人会員はネットワークの活動に広く参加できるが、総会における議決権はもたない。

(退会)

第5条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その日を退会の日とする。

- (1) 会員の都合により退会を申し出て、承認されたとき。
  - (2) 会員である事業所が、廃止または廃業されたとき。
  - (3) 個人会員が世田谷区内で介護サービスまたはその関連事業に従事しなくなったとき。
- 2 介護保険事業者の指定を取り消された場合は、その事由が発生した日を退会の日とする。

(除名)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、運営委員会で審議し、第14条の総会において承認された日をもって会員資格を取り消される。

- (1) ネットワークの会員であることを悪用し、サービス利用者等に不利益を生じさせた場合。
- (2) ネットワークの名誉を毀損した場合。
- (3) 会費を滞納し、督促にも応じない場合。
- (4) その他著しい非行があつた場合。

### 第3章 組織及び役割

(役員)

第7条 ネットワークに、会を執行する役員として、代表1名、副代表2名を置く。

- 2 代表は、会を総括し、会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある場合はその職務を代理する。
- 4 代表、副代表は運営委員会において選任する。

(会計責任者)

第8条 ネットワークに、会計責任者を1名置く。

- 2 会計責任者は、代表が担うことができる。
- 3 会計責任者は、ネットワークに関する会計を総理する。

(会計担当者)

第9条 ネットワークに、会計担当者を2名置く。

- 2 会計担当者は、ネットワークの会計処理の事務を担当し、収入状況、予算の執行状況を運営委員会に報告する。ただし、会計担当者はその事務の一部を第三者に委託することができるものとする。

3 会計担当者は、運営委員会において選任する。

(監事)

第10条 ネットワークに監事を2名置く。

2 監事は、ネットワークの会計及び会務執行状況を監査する。

3 会計監査の任期は、2年間とする。

4 監事は、運営委員会が選出し、総会で承認を受ける。

5 補欠により就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第11条 ネットワークの円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員の定数は20名程度とする。ただし、運営委員の選出及び任期途中での交代、補充及び辞任は次条で定めるところによるものとする。

3 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 交代により就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 補充により就任した運営委員の任期は、他の運営委員の残任期間とする。

6 運営委員の中から、運営委員長及び運営副委員長を互選する。

(1) 運営委員会の委員長はネットワークの代表、副委員長はネットワークの副代表を務める。

7 運営委員会では、次の各号の事案を審議する。

(1) 事業計画、事業報告

(2) 会費に関わること

(3) 区との協議、意見交換が必要な事項

(4) 個別の事案に対処するための小委員会の設置

(5) その他、会の運営にかかる重要事項

8 運営委員会は、委員長が召集する。

(運営委員の選出)

第12条

運営委員は、会員事業所からの公募に応募した者及び次条に定める部会からの推薦者の中から運営委員会が選出し、直近の総会で承認を得るものとする。

1 運営委員の公募

運営委員会は、任期終了前の4月に次期運営委員を公募する。ただし、災害等により公募が困難な場合は、4月以降のできるだけ早い時期に公募を行う。

2 部会からの運営委員の推薦

次条にもとづき設置した各部会は、運営委員を2名以内推薦する。

3 運営委員の任期途中での交代及び補充

運営委員会がその機能維持のために必要と認めた場合には、以下の基準にもとづき運営委員の

交代及び補充を決定し、直近の総会で承認を得るものとする。

- (1) 運営委員の所属する同一法人から交代の申し出があった場合。
- (2) 部会推薦運営委員の交代をその部会から申し出た場合。
- (3) 次条にもとづき新たな部会が設置された場合。
- (4) その他の事由により運営委員会が必要と認めた場合は、公募により運営委員の補充を行う。

#### 4 運営委員の任期途中辞任

運営委員が任期途中で辞任を運営委員長に申し出た場合は、運営委員会の決定により辞任できる。

(部会の設置と廃止)

第13条 会員から部会設置の発議があった場合、運営委員会は、以下の各号の基準合否を審議し、基準を満たしていると判断できるときは、その部会設置を承認しなければならない。

- (1) 本ネットワークの目的達成に有効と判断できること。
- (2) 部会運営に必要な規約等を整備していること。
- (3) 代表者、副代表者、会計担当者などの役員を選出していること。
- (4) 運営委員候補者を2名以内推薦すること。ただし、役員に運営委員を含む場合は、部会選出の運営委員を兼ねることができる。

2 部会参加者の合意により部会廃止を決議した場合、運営委員会委員会で決議することにより部会を廃止することができる。

(総会)

第14条 総会は、原則として5月に開催する。ただし、災害等により開催が困難な場合は、5月以降のできるだけ早い時期に総会を開催する。

2 総会では、次の各号を行うこととする。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算決算及び会費の承認
- (3) 運営委員の承認
- (4) 監事の承認
- (5) その他、目的達成のための重要事項の審議、報告並びに承認

3 総会の議長は、出席会員の中から互選する。

4 総会は、代表が召集する。

5 総会は、出席会員（委任状も含む）の過半数で決す。

6 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、議長に委任することができる。

7 代表は、運営委員会に招集を求められた場合には、臨時に総会を開くことができる。

(事務局)

第15条 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団世田谷区福祉人材育成・研修センターは、ネットワークの連絡先となり一部の事務を行うものとする。

所在地 〒157-0066 東京都世田谷区成城6-3-10

電話番号 03-5429-3100 FAX03-5429-3101

## 第4章 会費及び会計

(会費等)

第16条

会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 5,000円

(2) 準会員 年会費 5,000円

(3) 個人会員 年会費 3,000円

2 その他必要に応じて、運営委員会の決定により会費以外の費用を徴収することがある。

3 ネットワークの会費は、会計担当者が管理し、経費の支出については、会計責任者の決定により支出する。

(会計)

第17条 ネットワークの運営に必要な費用は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 ネットワークの予算は、運営委員会の審議を経て、総会において承認を得る。

3 ネットワークの決算は、監事の監査の後、運営委員会の審議を経て、総会において承認を得る。

4 ネットワークの会計期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会費等の不返還)

第18条 既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しないこととする。

附則 この規約は、平成17年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成19年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成20年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成22年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成24年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成25年4月1日より施行する。